

# 建築物編 基本的考え方

## 1 建築物による整備基準の適用範囲の違い

「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物」と「特定多数の者が利用する建築物」では利用者が異なるため、整備基準と遵守基準の適用範囲が異なります。

### ① 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物

遵守基準は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分に適用されます。従って、倉庫に至る荷物用エレベーターや従業員用の階段、便所など従業員のみが利用する部分には適用されません。

整備基準は、不特定かつ多数の者が利用する部分に加え、不特定少数のものが利用する部分や特定多数の者が利用する部分にも適用されます。従って、多数の従業員が利用する部分等にも適用されます。

※ 宿泊施設においては、不特定少数の者が利用する一般客室についても、遵守基準が適用されます。

### ② 特定多数の者が利用する建築物及び集合住宅

特定多数の者が利用する建築物においては、遵守基準は、読み替え規定（ユニバーサル推進条例規則第 11 条第 7 項、8 項）によって特定多数の者が利用する部分に適用されます。従って、特定多数の者が利用する建築物である学校、事務所、工場等においては、職員用の階段、便所など特定多数の者が通常利用する部分にも適用されます。

また、整備基準も特定多数の者が利用する部分に適用されます。

### ◆特定公共的施設の面積の判断◆

バックヤードなどの従業員が利用する部分や物品倉庫、附属駐車場（建築物となるものに限る）なども含めた建築全体の床面積で判断する。

増築等（増築、改築、大規模修繕、大規模の模様替え又は用途変更）の場合にあっては、当該増築等に係る部分の床面積で判断する。

## 2 整備基準の対象

整備基準及び遵守基準は、「①適用範囲内の全ての部分に係る基準（一般基準）」と「②高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路・多数の者が円滑に利用できる経路」に係る基準の 2 つに別れています（小規模建築物の遵守基準を除く。）。

### ① 一般基準

それぞれの整備基準の中で、適用範囲内の全ての廊下等・階段・敷地内通路・駐車場・便所などを対象とした整備基準を設けています。

### ② 高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路・多数の者が円滑に利用できる経路

#### (ア) 移動等円滑化経路等

高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路を移動等円滑化経路等として規定

(イ) 特定経路等

集合住宅では、多数の者が円滑に利用できる経路を特定経路等として規定

(ウ) 宿泊者特定経路

宿泊施設では、不特定少数の者が利用する一般客室までの経路を宿泊者特定経路として規定

### 3 遵守基準と整備基準の経路の設定の違い

移動等円滑化経路等、特定経路等は、遵守基準と整備基準でそれぞれ規定しているが、遵守基準より整備基準のほうが経路の範囲が広がっています。

なお、宿泊者特定経路は遵守基準のみで規定しており、整備基準では移動等円滑化経路等の規定が適用されます。

#### ① 遵守基準の経路

遵守基準では、移動等円滑化経路等として、「道又は公園、広場その他の空地（道等）から不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（利用居室）までの経路」・「利用居室から車椅子利用者用便房までの経路」・「利用居室から車椅子利用者用駐車施設までの経路」・「公共用歩廊の経路」の4つを規定している。ただし、読み替え規定により、特定多数の者が利用する建築物については、利用居室は「多数の者が利用する居室」となります。

また、集合住宅の遵守基準では、特定経路として、道等から各住戸までの経路を規定しています。

さらに、宿泊施設の遵守基準では、宿泊者特定経路として、道等から各一般客室までの経路を規定しています。

#### ② 整備基準の経路

整備基準における移動等円滑化経路等は、遵守基準で「利用居室」となっていたものを、「不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等（利用居室等）として、経路を設定しています。この「利用居室等」は、利用居室を含み、不特定少数の者が利用する居室や不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分ではあるが居室ではない屋上・テラス・交通機関の出入口に通ずる部分などが該当します。また、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物においては、従業員等が通常利用する特定多数の者が利用する居室も該当します。

また、集合住宅の整備基準では、道等から各住戸までの経路に加え、各住戸から車椅子利用者用便房・車椅子利用者用駐車施設・居住者専用の集会室までの経路を特定経路等として規定しています。

### 4 増築等に関する適用範囲（規則第11条第6項）

特定公共的施設又は集合住宅を改修等する場合においては、遵守基準は次に掲げる部分に限り適用します。ただし、特定多数の者が利用する建築物においては、読み替え規定により、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」は「多数の者が利用する」となります。

#### ① 当該増築等に係る部分

- ② 道等から①に掲げる部分にある利用居室又は集合住宅の各住戸までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- ③ 不特定かつ多数の者が利用し、主として高齢者、障害者等が利用する便所
- ④ ①に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から、車椅子使用者用便所（③に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- ⑤ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場
- ⑥ ⑤に掲げる駐車場に設けられる車椅子使用者用駐車施設から①に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

なお、整備基準適合証の交付を受ける場合は、上記改修の適用範囲外の既存部分も整備基準に適合させることが必要になります。

## 5 複合建築物の考え方

公共的施設の用途ごとに特定公共的施設となる規模を定めていますが、一つの建築物内に複数の用途があり、各用途が特定公共的施設となる規模に満たない場合でも、公共的施設及び集合住宅の床面積の合計が1,000㎡以上の建築物は、特定公共的施設となります。

### (1) 床面積の合計が1,000㎡未満の場合

建築物全体としては特定公共的施設にならないため、用途ごとの床面積で判断します。

### (2) 床面積の合計が1,000㎡以上の場合

建築物全体が複合施設として特定公共的施設となるため、用途ごとの床面積にかかわらず、全ての用途、規模が特定公共的施設となります。この場合、小規模建築物ではなく、建築物の遵守基準が適用になります。

## 6 設計におけるその他の配慮

本マニュアルでは、整備基準の定めがないが、配慮することが望ましい項目について掲載しています。

### ○整備基準の定めがある項目

建築物（集合住宅以外）… 1 移動等円滑化経路等～21 子育て支援環境の整備

集合住宅… 1 特定経路等～15 公共的通路

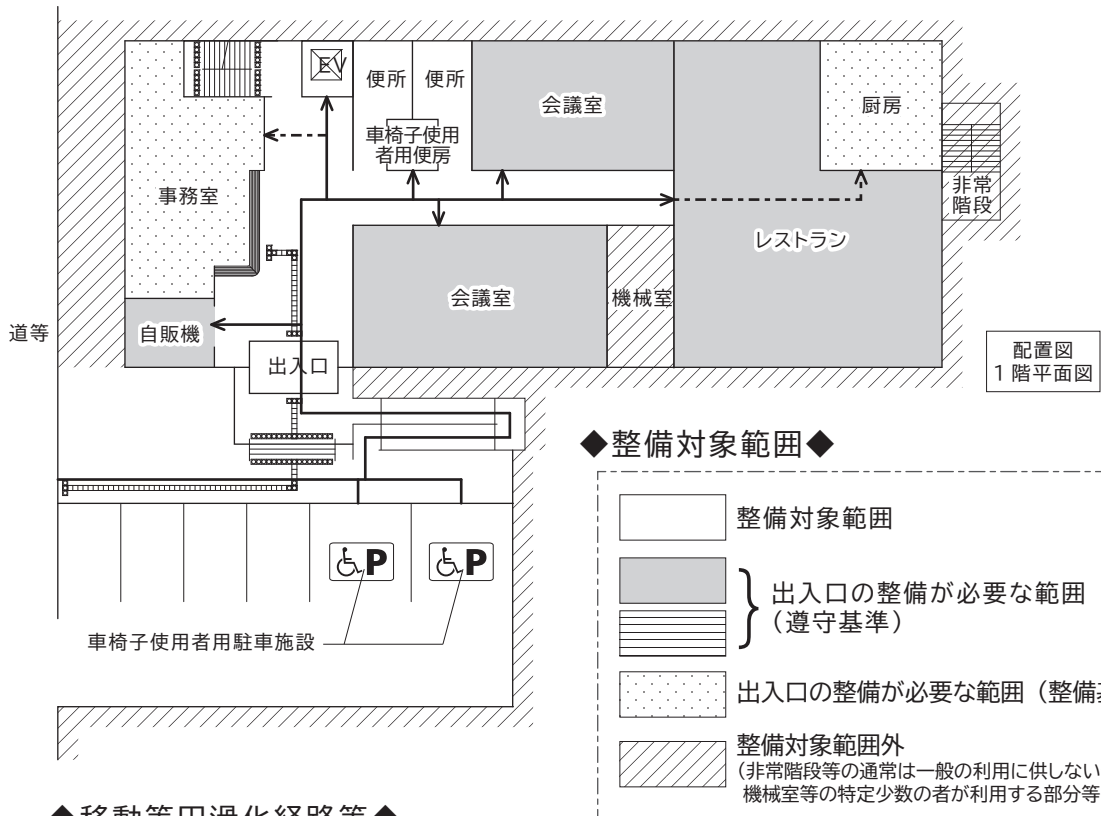
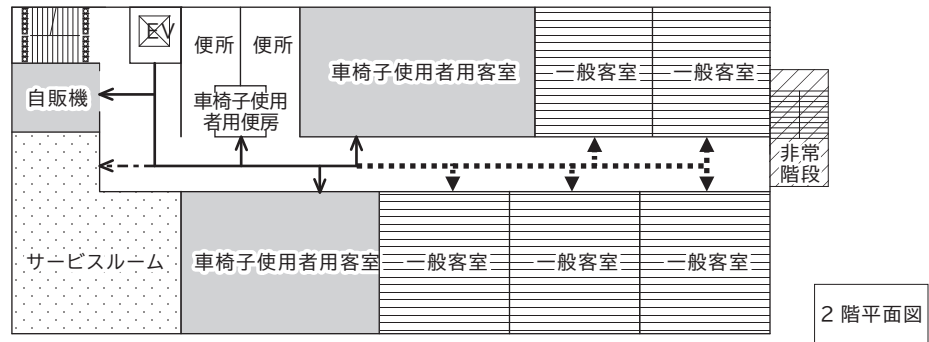
小規模建築物… 1 出入口～3 敷地内の通路

### ○整備基準の定めがない項目

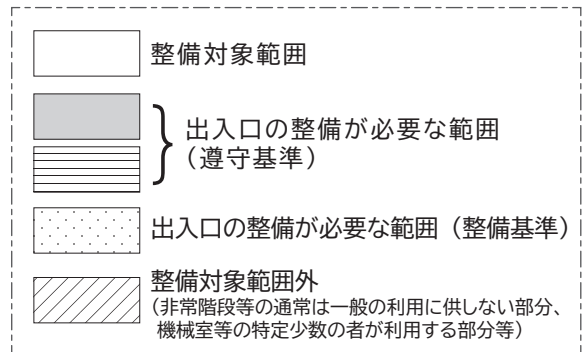
建築物(集合住宅以外)… 22 自転車等駐車場～32 店舗内の通路や座席

# 不特定かつ多数の者が利用する建築物の整備対象範囲

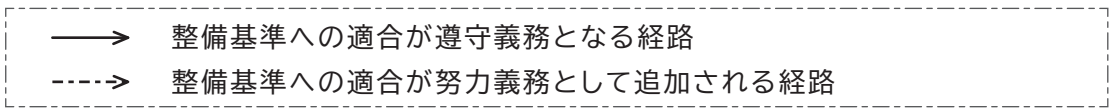
## ■ 宿泊施設の例



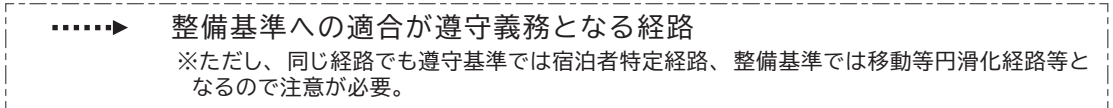
### ◆ 整備対象範囲 ◆



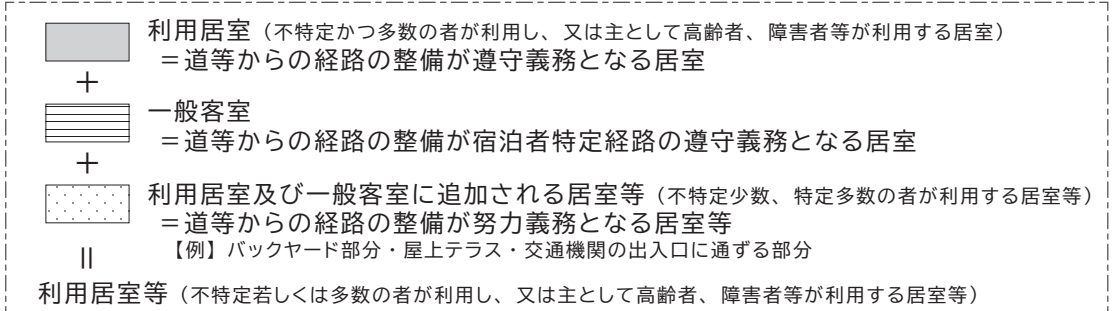
### ◆ 移動等円滑化経路等 ◆



### ◆ 宿泊者特定経路 (道等から宿泊施設の一般客室までの段差又は段を設けない経路) ◆

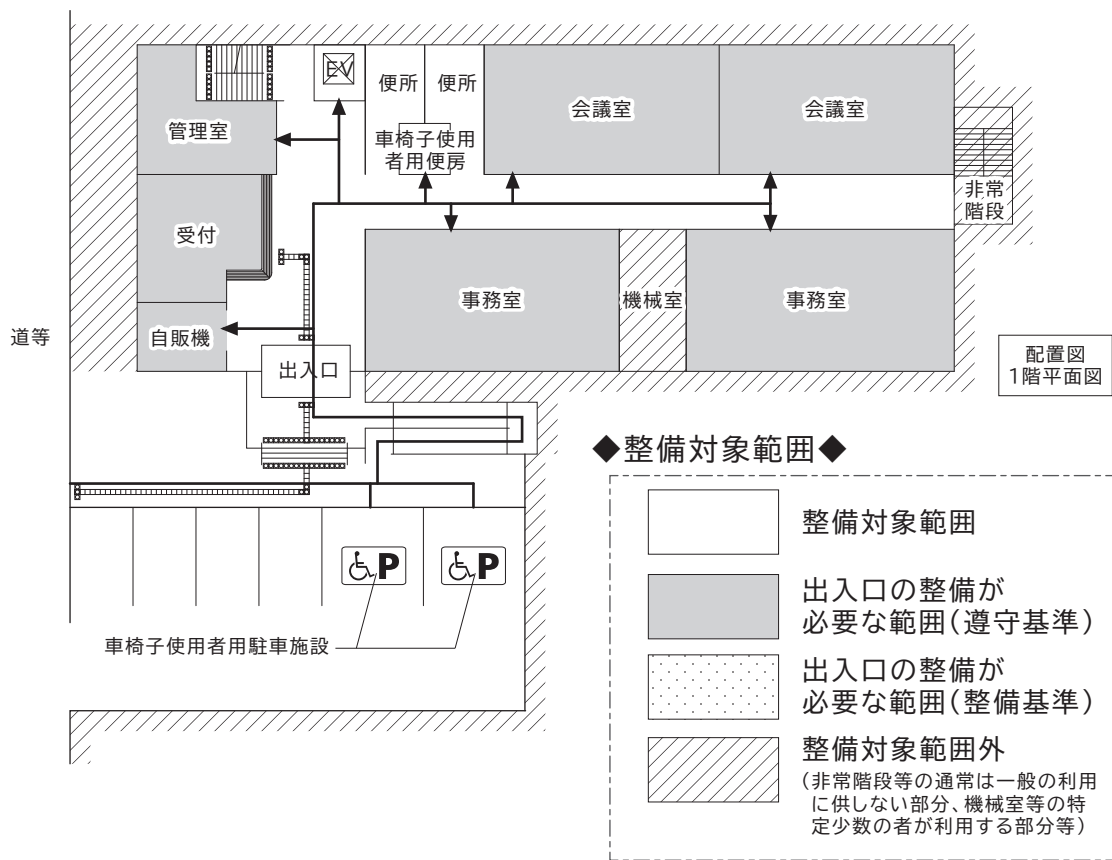
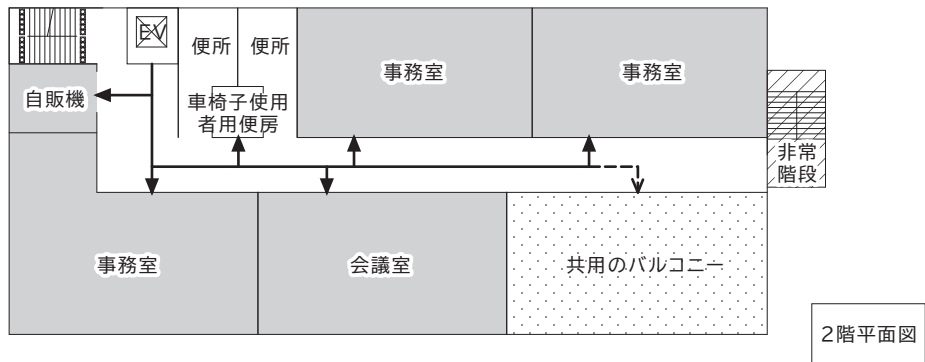


### ◆ 利用居室と利用居室等の違い ◆

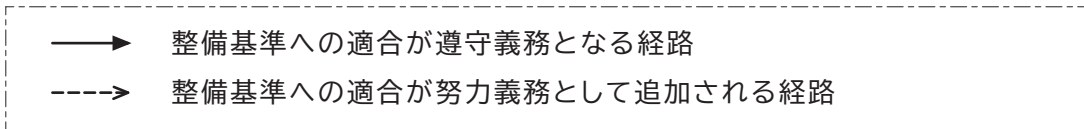


# 特定多数の者が利用する建築物の整備対象範囲

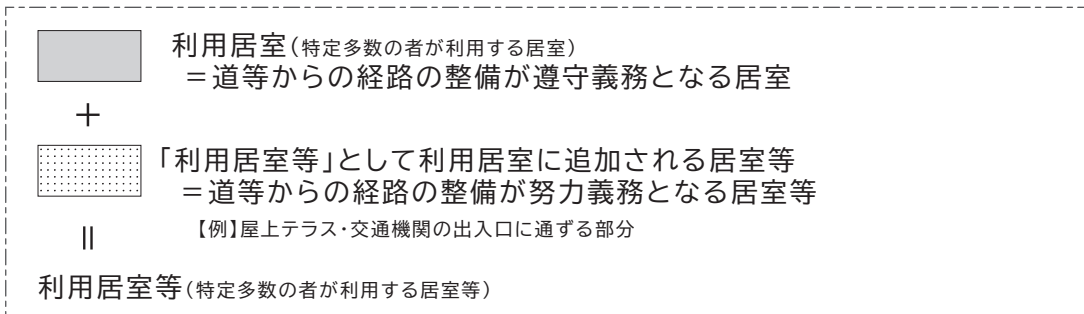
## ■事務所の例



### ◆移動等円滑化経路等◆

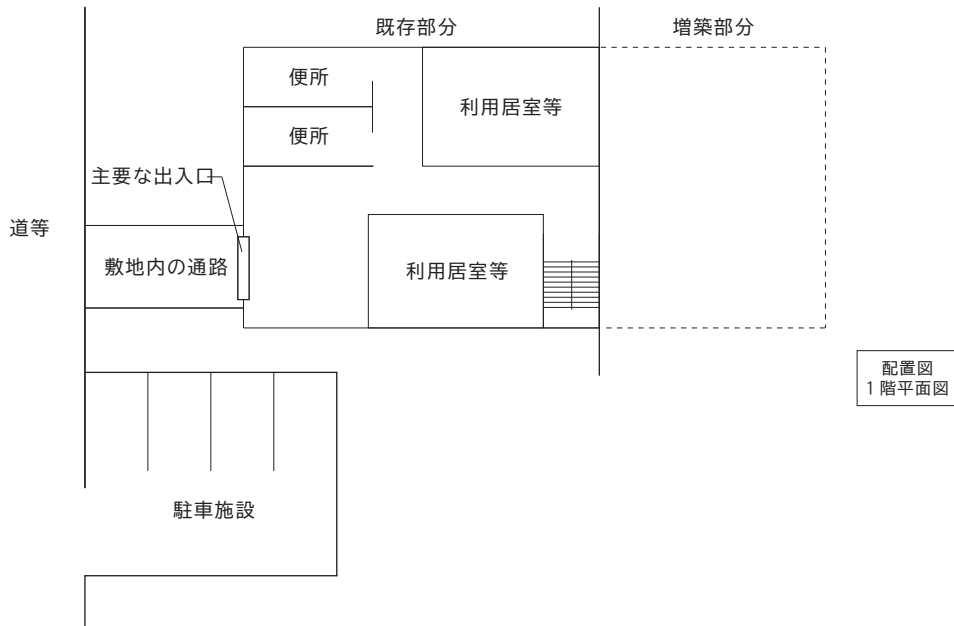


### ◆利用居室と利用居室等の違い◆

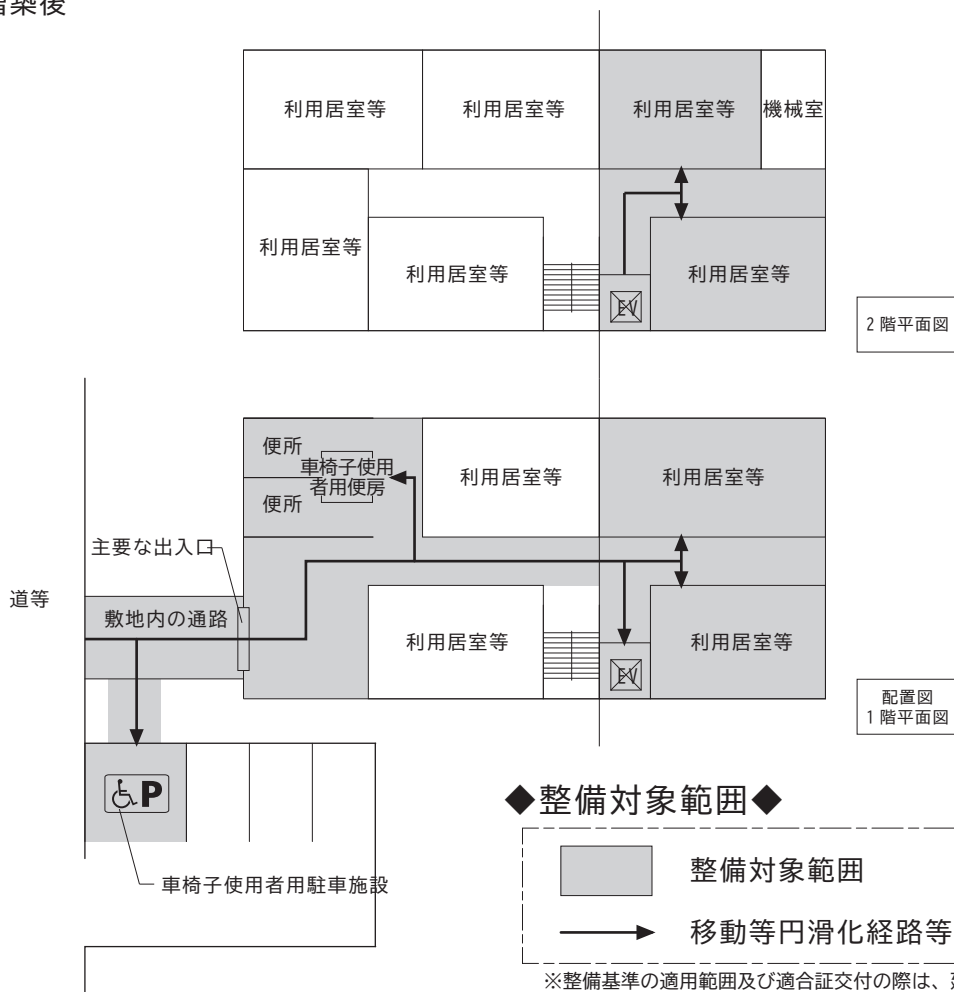


# 増築の整備対象範囲

## ■増築前



## ■増築後






※整備基準の適用範囲及び適合証交付の際は、建物全体が整備対象となる。

## 複合建築物の面積の考え方

### 【凡例】

- ①：公共的施設
- ②：特定公共的施設
- ③：1,000㎡以上又は、  
住戸数 20 戸以上の集合住宅
- その他：公共的施設でない用途

### 【対象基準】

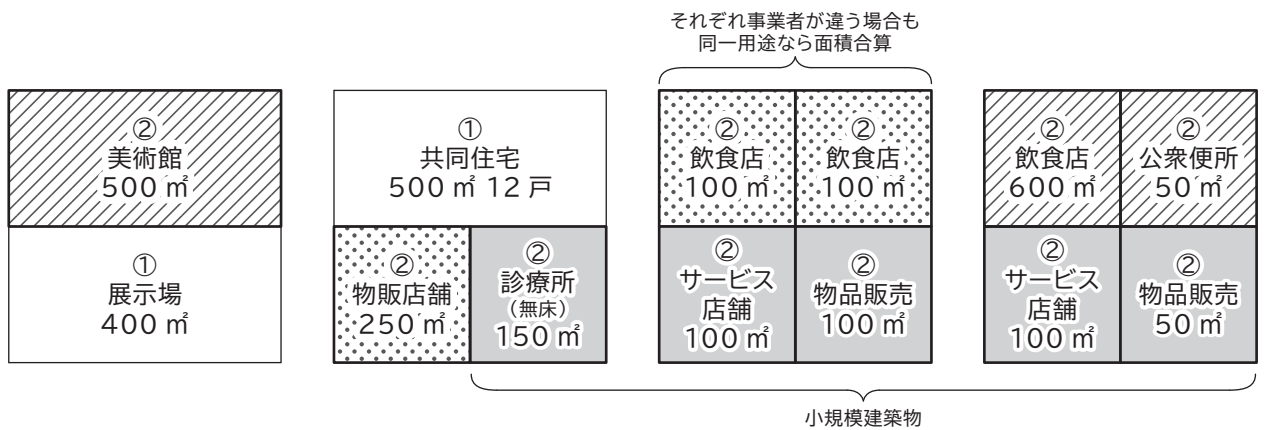
-  ユニバーサルデザイン推進条例  
(以下、UD 条例とする。)
-  バリアフリー建築条例 (建築物・共同住宅)
-  バリアフリー建築条例  
(中規模建築物・中規模共同住宅)

※対象となる基準の色分けは、UD 条例とバリアフリー建築条例のどちらも対象となる場合はバリアフリー建築条例を優先しています。

※UD 条例では複合施設の延床面積 1,000㎡以上で中規模や小規模の扱いではなくなり、集合住宅は、区画している場合は UD 条例施行規則第 11 条第 10 項、その他告示に対象範囲が定められています。バリアフリー建築条例では延床面積 2,000㎡以上で、建築物も共同住宅も中規模扱いではなくなります。

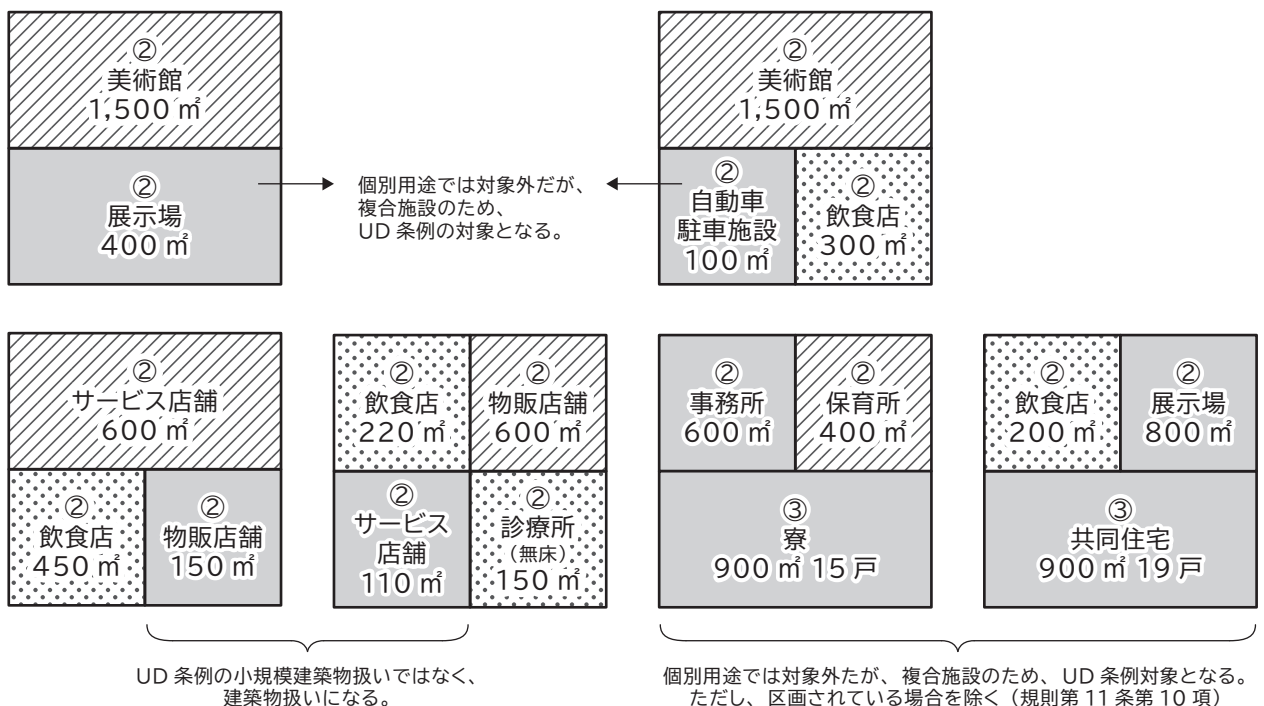
### (1) 延べ面積1,000㎡未満の場合

複合施設に該当しないため、それぞれの用途ごとに判断する。



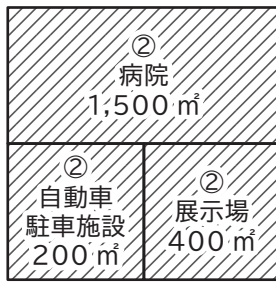
### (2) 延べ面積1,000㎡以上2,000㎡未満の場合

複合施設に該当するため、UD 条例では全ての用途で①が②となる。  
またバリアフリー建築条例ではそれぞれの用途ごとに判断する。

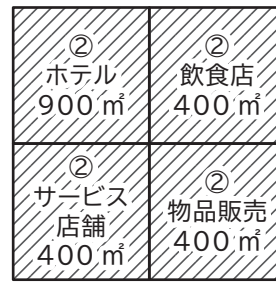


### (3) 延べ面積2,000㎡以上の場合

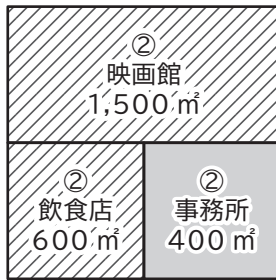
用途ごとの面積に関わらず、全ての規模でバリアフリー建築条例対象となる。



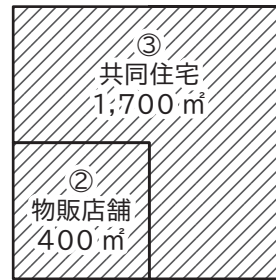
それぞれの規模に満たない部分も全てがバリアフリー建築条例の建築物対象となる。



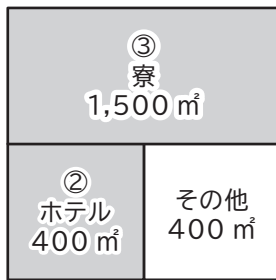
全てがバリアフリー建築物条例の建築物対象となる。(中規模ではなくなる)



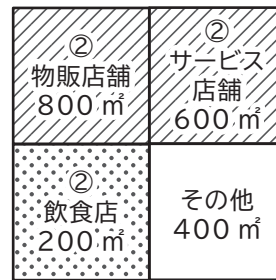
バリアフリー建築条例対象外用途部分を除いて 2000 ㎡以上となり、バリアフリー建築条例の建築物対象となる。



全てがバリアフリー建築条例の建築物・共同住宅の対象となる。(中規模ではなくなる)



バリアフリー建築条例対象外用途だが、UD 条例の対象となる。

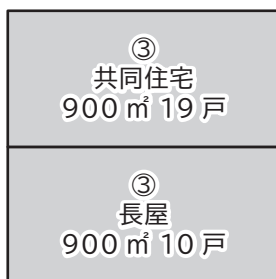


延べ面積が 2000 ㎡以上でもバリアフリー建築条例対象外の用途の場合はそれぞれの用途で判断する。

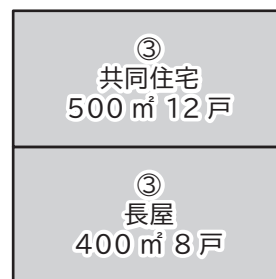
### (4) 共同住宅と長屋などの集合住宅の場合

どちらも集合住宅として1,000㎡以上または20戸以上でUD条例の対象となる。

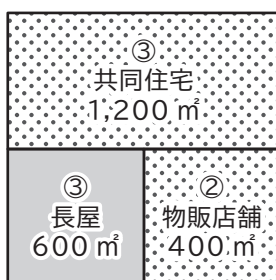
共同住宅は規模によりバリアフリー建築条例の対象となるが、長屋は対象とならない。



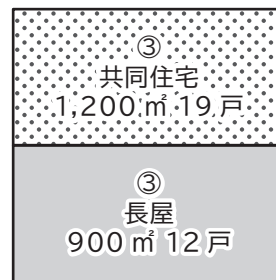
計 1,000 ㎡以上のため UD 条例対象となる。



1,000 ㎡未満だが 20 戸以上のため UD 条例対象となる。



バリアフリー建築条例は対象用途が 2,000 ㎡未満のため、それぞれの用途で中規模建築物、中規模共同住宅の対象となる。UD 条例は複合施設となるため、物販店舗は建築物の対象となる(中規模扱いではなくなる)が、共同住宅や長屋は告示により取り扱う。



共同住宅と長屋の面積や戸数を合算して UD 条例の集合住宅として基準がかかる。また、共同住宅部分は、バリアフリー建築条例の中規模共同住宅の基準もかかる。

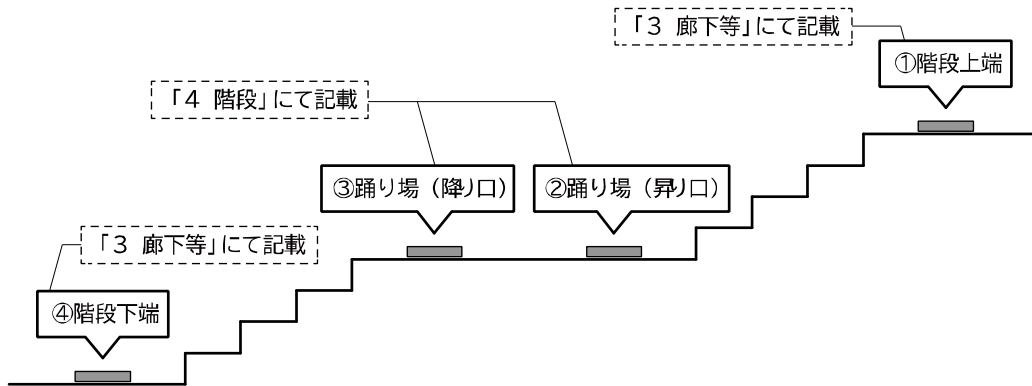


## 7 階段、傾斜路の点状ブロックの敷設

### (1) 階段

階段の上下端に近接する廊下等の部分（下図①④）、段がある部分の上下端に近接する踊り場の部分（下図②③）には、点状ブロック等を敷設する。ただし、遵守基準においては、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限られる。また、自動車の駐車のために供する施設に設けるもの、段がある部分と連続して手すりが設けられている踊り場、長さが250cm以下の直進の踊り場については、一部除外規定がある。

公共的通路に設ける階段については、遵守基準、整備基準ともに、Ⅱの表による点状ブロック等の敷設が必要となる。また、建築物の外に設ける敷地内通路にある階段、2,000㎡以上の集合住宅の階段への点状ブロック等の敷設については、整備基準のみで規定されている。



### I 遵守基準（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る）

	移動等円滑化経路等 以外		移動等円滑化経路等	
		自動車 駐車施設		自動車 駐車施設
① 階段上端	○	×	○	×
② 踊り場（昇り口）	×	×	×	×
③ 踊り場（降り口）	○	×	○	×
段がある部分と連続して手すりが設置されている踊り場	×	×	×	×
④ 階段下端	×	×	○	×

※不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものとは、物品販売業を営む店舗等や、点字図書館など視覚障害者の利用施設である。

#### 【凡例】

- ＝敷設が必要なもの
- ×＝除外されるもの

↓  
点状ブロック等の敷設が施設の利用に特に支障を来たす場合を除く

### Ⅱ 整備基準（公共的通路及び敷地内通路の階段、2,000㎡以上の集合住宅の階段を含む）

	すべての階段 （「廊下等」の移動等円滑化経路等を含む）
① 階段上端	○
② 踊り場（昇り口）	○
③ 踊り場（降り口）	○
段がある部分と連続して手すりが設置されている踊り場	○
長さ250cm以下の直進の踊り場	×
④ 階段下端	○

※自動車駐車施設であっても必要  
※主に高齢者が入所する福祉施設等（視覚障害者が入所しない場合に限る）や幼児が利用する保育所等の施設で、点状ブロック等の敷設が特に支障をきたす場合には、仕上げの色を変えるなどの注意喚起でも可とする。

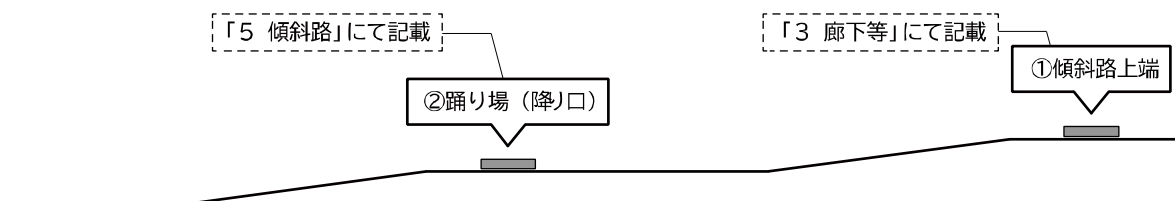
#### 【凡例】

- ＝敷設が必要なもの
- ×＝除外されるもの

## (2) 傾斜路（建築物内に設けるものに限る）

傾斜路の上端に近接する廊下等の部分（下図①）、傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分（下図②）には、点状ブロック等を敷設する。ただし、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。また、自動車の駐車のために供する施設に設けるもの、勾配が 1/20 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが 16cm を超えず、かつ、勾配が 1/12 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、傾斜がある部分と連続して手すりが設けられている踊り場、長さが 250cm 以下の直進の踊り場については、一部除外規定がある。

公共的通路(屋内)に設ける傾斜路については、遵守基準、整備基準ともに、Ⅱの表による点状ブロック等の敷設が必要となる。なお、集合住宅（公共的通路（屋内）を除く。）、建築物の外に設ける敷地内通路、公共的通路（屋外）にある傾斜路には点状ブロックの敷設規定はない。



### I 遵守基準（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る）

	すべての傾斜路 （「廊下等」の移動等円滑化経路等を含む）		
	自動車 駐車施設	勾配 1/20 以下	高さ 16cm 以下 かつ 勾配 1/12 以下
① 傾斜路上端	○	×	×
② 踊り場（降り口）	○	×	×
傾斜がある部分と連続して手すりが設置されている踊り場	×	×	×

【凡例】

○＝敷設が必要なもの

×＝除外されるもの

### Ⅱ 整備基準（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る）

	すべての傾斜路 （「廊下等」の移動等円滑化経路等を含む）		
	自動車 駐車施設	勾配 1/20 以下	高さ 16cm 以下 かつ 勾配 1/12 以下
① 傾斜路上端	○	○	×
② 踊り場（降り口）	○	○	×
傾斜がある部分と連続して手すりが設置されている踊り場	○	○	×
長さ 250cm 以下の直進の踊り場	×	×	×

※自動車駐車施設であっても必要

【凡例】

○＝敷設が必要なもの

×＝除外されるもの

# 届出対象施設と項目（建築物編）

公共的施設と集合住宅の名称	特定公共的施設 床面積（以上～未満）							① 移動等円滑化経路等	② 出入口
	100㎡未満	100㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡起		
	1 医療等施設	病院、診療所（入院設備あり）				●	●		
	診療所（入院設備なし）	●	●	●	●	●	●	●	●
	助産所、施術所、薬局（医薬品の販売業を併せて行うものを除く）	★	★	◎				◎	◎
				○	○	○		○	○
		★	★					○	○
2 公益施設	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署					●	●	●	●
		●	●	●	●			●	●
3 福祉施設	老人ホーム、保育所、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター			●	●			●	●
		●	●	●	●			●	●
4 学校等施設	学校（幼稚園を除く）その他これらに類する施設（個人経営を除く）			●	●	●	●	●	●
	幼稚園	●	●	●	●			●	●
5 停車場又は発着場を構成する建築物	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの（自動車ターミナル法に基づくバスターミナル）	●	●	●	●	●	●	●	●
6 自動車関連施設	自動車の駐車のための施設、自動車の停留のための施設			○*1	●	●	●	●	●
	自動車修理工場、自動車洗車場			○	○	○	○	○	○
	自動車教習所			○	○	○	○	○	○
	給油取扱所	★	★	○	○	○	○	○	○
7 公衆便所	公衆便所	●	●	●	●	●	●	●	●
8 集会施設	公会堂、集会場・冠婚葬祭施設等（一の集会室の面積が200㎡を超えるもの）			●	●			●	●
	集会場・冠婚葬祭施設等（すべての集会室の面積が200㎡以下のもの）	●	●	●	●			●	●
		○	○	○	○			○	○
9 物品販売業を営む店舗等	卸売市場					○	○	○	○
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			◎	●	●		●	●
		★	★					◎	◎
10 飲食店	飲食店			◎	●	●	●	●	●
		★	★					◎	◎

\*1：床面積が250㎡以上かつ駐車可能台数が20台以上のもの

※用途が複数ある複合建築物の場合、**全体の床面積の合計が1,000㎡以上**で複合施設として特定公共的施設となるため、用途ごとの床面積にかかわらず、すべての用途、規模が特定公共的施設となる。  
さらに、**全体の床面積の合計が2,000㎡以上**になると、特定公共的施設の用途、規模がバリアフリー法に基づく特別特定建築物となり、それぞれの用途がすべて整備の対象となる。

届出が必要な整備項目																				施設利用者別用途一覧	
③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑳					
廊下等	階段	傾斜路	エレベーター及びその乗降ロビー	特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	便所	敷地内の通路	駐車場	標識	案内設備	案内設備までの経路	浴室・シャワー室	洗面所等	更衣室・脱衣室	宿泊施設の客室	観覧席・客席	公共的通路	光警報装置	不特定かつ多数のものが利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物	特定多数の者が利用する建築物		
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	不特定かつ多数のものが利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物	特定多数の者が利用する建築物		
●	☆	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☆				○	○	すべての施設	左記以外		
●	☆	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☆				○	○				
●	☆	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☆				○	○				
●	☆	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☆				○	○				
●	☆	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☆				○	○				
◎	☆	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	☆				○	○				
					★		★														
○	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	☆				○	○				
○	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	☆				○	○				
○	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	☆				○	○				
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☆				○	☆	保健所、税務署その他不特定多数の者が利用する官公署	左記以外		
●	☆	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☆				○	☆*2				
●	☆	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☆				○	○				
●	☆	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☆	☆	☆		○	☆*2	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者が利用するものに限る） 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	左記以外		
●	☆	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☆	☆	☆		○	☆*2				
●	☆	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☆				○	○				
●	☆	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	☆	☆		○	○	○	特別支援学校	左記以外		
●	☆	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	☆	☆		○	○	○				
●	☆	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	☆	☆		○	○	○				
●	☆	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	☆	☆		○	○	○				
●	☆	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	☆	☆		○	○	○				
●	☆	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	☆	☆		○	○	○	すべての施設			
●	☆	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	☆	☆		○	○	○				
○	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	☆				○	○	自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る）	左記以外		
○	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	☆				○	○				
○	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	☆				○	○				
					★		★														
					★		★														
●	☆	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☆				○	○	すべての施設			
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☆	☆		○	○	☆				
●	☆	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☆	☆		○	○	☆				
●	☆	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☆	☆		○	○	☆				
●	☆	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☆	☆		○	○	☆				
○	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	☆	☆		○	○	☆				
○	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	☆				○	○	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	卸売市場		
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☆				○	☆				
●	☆	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☆				○	☆*2				
◎	☆	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				○	○				
					★		★														
●	☆	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☆				○	○*2	すべての施設			
●	☆	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☆				○	○				
◎	☆	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				○	○				

\*2：床面積が2,000㎡以上のもの

【届出が必要な整備項目の参照基準】

- ：バリアフリー建築物の建築物基準+ユニバーサルデザイン推進条例の建築物の遵守基準及び整備基準
- ◎：バリアフリー建築物の中規模建築物基準+ユニバーサルデザイン推進条例の建築物の遵守基準及び整備基準
- ：ユニバーサルデザイン推進条例の建築物の遵守基準及び整備基準
- ★：ユニバーサルデザイン推進条例の小規模建築物の遵守基準（整備基準に適合させる場合は規則別表第2を適用）

# 届出対象施設と項目（建築物編）

公共的施設と集合住宅の名称		特定公共的施設 床面積（以上～未満）							① 移動等 円滑化 経路等		② 出入口	
		100㎡未満	100㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡超	特定 経路等		●	○
									●	○		
11	サービス業を営む店舗等				●	●	●	●	●	●	●	●
	郵便局、銀行、質屋、貸衣装屋、理美容室、クリーニング取次店、その他これらに類するもの			◎					◎		◎	◎
11	学習塾、華道教室、囲碁教室、ガス・電気・通信営業所等、その他これらに類するもの（500㎡未満のフィットネスクラブ等を含む）	★	★			○	○	○	○	○	○	○
				○					○		○	○
12	宿泊施設	★	★									★
	ホテル、旅館等				○	●	●	●	●	●	●	●
13	興行施設				○	●	●	●	●	●	●	●
	劇場、観覧場、映画館、演劇場等								○		○	○
14	文化施設				●	●	●	●	●	●	●	●
	博物館、美術館、図書館等	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
15	展示施設					●	●	●	●	●	●	●
	展示場、住宅展示施設等（住宅展示施設は敷地面積）				○				○		○	○
16	運動施設				○	●	●	●	●	●	●	●
	体育館、水泳場、ポーリング場等（500㎡以上のフィットネスクラブ等及び会員制運動施設を含む）								○		○	○
17	遊興施設				○	●	●	●	●	●	●	●
	料理店					○	○	○	○	○	○	○
18	公衆浴場				○	●	●	●	●	●	●	●
	公衆浴場等			○					○		○	○
19	業務施設					○	○	○	○	○	○	○
	事務所				○				○		○	○
20	工業施設							○	○	○	○	○
	工場等											
21	公共用歩廊							●	●	●	●	●
	公共用歩廊							○		○		○
22	地下街							○	○	○	○	○
	地下街等											
23	複合施設								●	●	●	●
	1から22の項に掲げる公共的施設、集合住宅								○		○	○
24	集合住宅							▲	▲	▲	▲	▲
	共同住宅					▼*3				▼		▼
24	長屋、寮、宿舍	△*5	△*5	△*5	△*5	▼*4				△		△
	共同住宅					△*3			△		△	△
						△*4				△	△	
		△*5	△*5	△*5	△*5					△	△	

\*3：床面積が1,000㎡以上かつ階数が3で住戸・住室の数が30以上のもの、階数が4で住戸・住室の数が20以上のもの及び階数が5以上のもの  
 \*4：床面積が1,000㎡以上で\*3以外のもの  
 \*5：住戸・住室の数が20以上のもの  
 注）集合住宅に利用居室等・車椅子利用者用便房・車椅子利用者用駐車施設・居住者用集会施設があ

### 【届出が必要な整備項目の参照基準】

- ：バリアフリー建築物基準+ユニバーサルデザイン推進条例の建築物の遵守基準及び整備基準
- ◎：バリアフリー建築物基準+ユニバーサルデザイン推進条例の建築物の遵守基準及び整備基準
- ：ユニバーサルデザイン推進条例の建築物の遵守基準及び整備基準
- ★：ユニバーサルデザイン推進条例の小規模建築物の遵守基準(整備基準に適合させる場合は規則別表第2を適用)
- ☆：ユニバーサルデザイン推進条例の建築物の整備基準

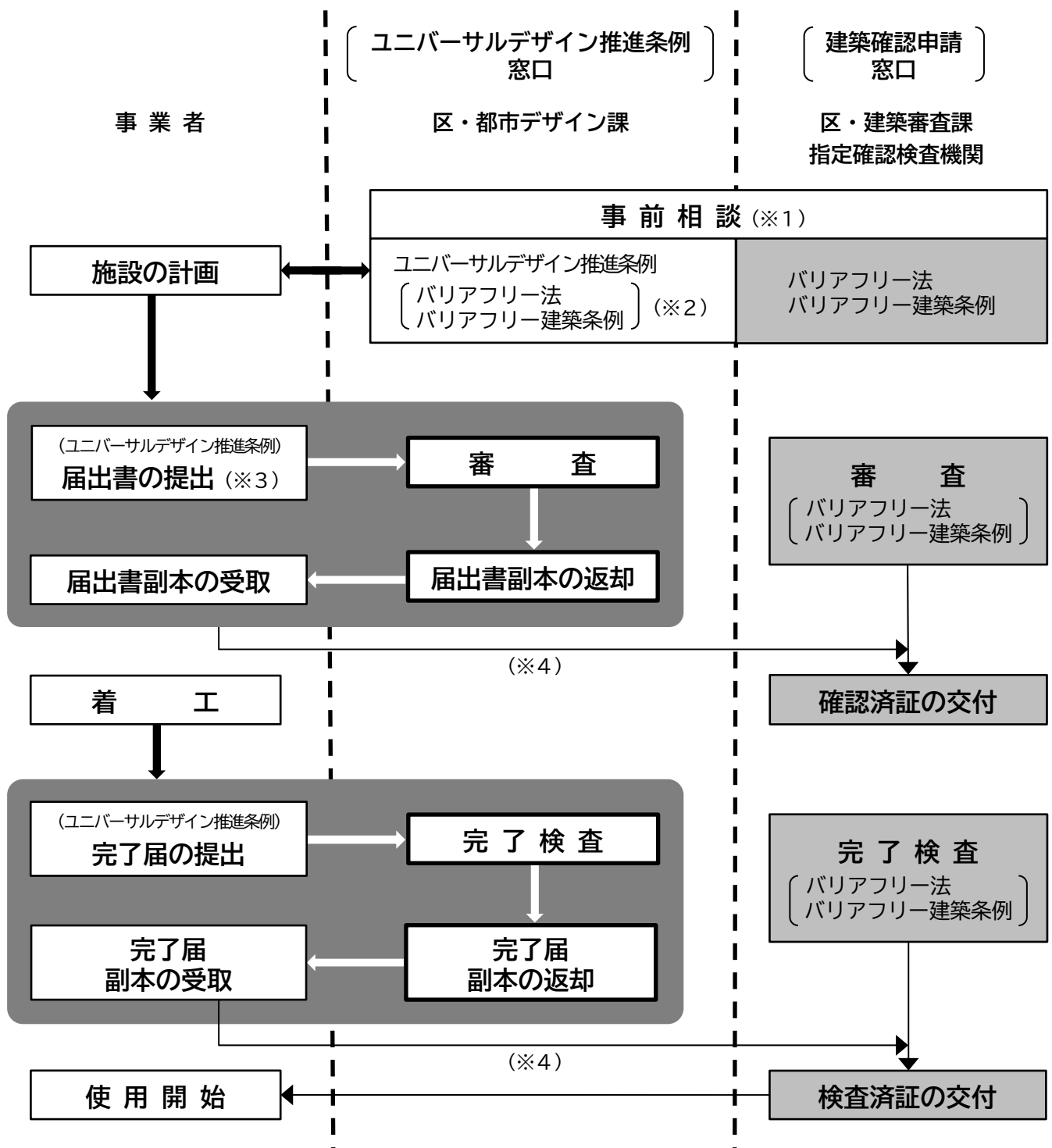
																				施設利用者別用途一覧	
③	④	⑤	⑥	⑦	⑧			⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑳			
廊下等	授乳場所等	階段	傾斜路	エレベーターの乗降口及びその他の昇降機	特殊な構造又は使用形態のエレベーター	ベビーチェア	ベビーベッド	敷地内の通路	駐車場	標識	案内設備	案内設備までの経路	浴室・シャワー室	洗面所等	更衣室・脱衣室	宿泊施設の客室	観覧席・客席	公共的通路	光警報装置		
●	☆	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☆				○	☆*2	郵便局、理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	特定多数の者が利用する建築物
●	☆	●	●	●	●	●	☆	●	●	●	●	●	●					○			左記以外
◎	☆	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎		◎	◎	◎	◎					○			
○	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	☆				○	☆*2		
○	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○			右記以外
○	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○			学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
○	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○			
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☆	☆	●	○	○	☆		
●	☆	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☆	☆	●	○	○	☆*2	すべての施設	
○	☆	○	○	○	○	○	☆	☆	○	○	○	○	○	☆	☆	○	○	○			
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☆				○	○	☆	
●	☆	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☆				○	○	☆*2	すべての施設
○	☆	○	○	○	○	○	☆	☆	○	○	○	○	○					○			
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☆				○	○		
●	☆	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☆				○	○		
○	☆	○	○	○	○	○	☆	☆	○	○	○	○	○					○			すべての施設
○	☆	○	○	○	○	○	☆	☆	○	○	○	○	○					○			
●	☆	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☆	☆		○	○	☆*2	体育館・水泳場（一般公共の用に供される施設）、若しくはボートリング場又は遊技場	左記以外と会員制運動施設
○	☆	○	○	○	○	○	☆	☆	○	○	○	○	○	☆	☆			○			
●	☆	●	●	●	●	●	☆	☆	●	●	●	●	●	☆				○	○	☆*2	
○	☆	○	○	○	○	○	☆	☆	○	○	○	○	○	☆				○			料理店
○	☆	○	○	○	○	○	☆	☆	○	○	○	○	○	☆				○	○	☆*2	
○	☆	○	○	○	○	○	☆	☆	○	○	○	○	○					○			キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
●	☆	●	●	●	●	●	☆	☆	●	●	●	●	●	☆	☆		○	○			
○	☆	○	○	○	○	○	☆	☆	○	○	○	○	○	☆	☆			○			すべての施設
○	☆	○	○	○	○	○	☆	☆	○	○	○	○	○	☆	☆			○			
○	☆	○	○	○	○	○	☆	☆	○	○	○	○	○	☆				○			事務所（他の施設に付属するものを除く）
○	☆	○	○	○	○	○	☆	☆	○	○	○	○	○	☆				○			すべての施設
●	☆	●	●	●	●	●	☆	☆	●	●	●	●	●	☆				○			
○	☆	○	○	○	○	○	☆	☆	○	○	○	○	○	☆				○			すべての施設
○	☆	○	○	○	○	○	☆	☆	○	○	○	○	○	☆				○			
○	☆	○	○	○	○	○	☆	☆	○	○	○	○	○	☆				○			
●	☆*6	●	●	●	●	●	●*7	●*8	●	●	●	●	●	☆	☆	●	○*9	○	☆		
●	☆	●	●	●	●	●	●*7	●*8	●	●	●	●	●	☆	☆	●	○*9	○	☆		各々の用途による
○	☆	○	○	○	○	○	☆	☆	○	○	○	○	○	☆	☆	○	○*9	○	☆		各々の用途による
▲		▲	▲	▲	▲	▲		▲	▲	▲	▲	▲	▲					△			
▼		▼	▼	▼	▼	▼		▼	▼	▼	▼	▼	▼								
▼		▼	▼	▼	▼	▼		▼	▼	▼	▼	▼	▼								
△		△	△	△	△	△		△	△	△	△	△	△								
△		△	△	△	△	△		△	△	△	△	△	△								
△		△	△	△	△	△		△	△	△	△	△	△								
△		△	△	△	△	△		△	△	△	△	△	△								
△		△	△	△	△	△		△	△	△	△	△	△								

【届出が必要な整備項目の参照基準】

- ▲：バリアフリー建築条例の共同住宅基準+ユニバーサルデザイン推進条例の集合住宅の遵守基準及び整備基準
- ▼：バリアフリー建築条例の中規模共同住宅基準+ユニバーサルデザイン推進条例の集合住宅の遵守基準及び整備基準

\*2：床面積が2,000㎡以上のもの  
 \*6：R5.9.28告示第672号別表1参照 \*7：R5.9.28告示第672号別表2参照 \*8：R5.9.28告示第672号別表2参照  
 \*9：UD条例施行規則告示第386別表2の規模以上で整備項目に含まれているもの

# 届出と確認申請の流れ



- ※1 区の窓口相談は予約制です。
- ※2 建築確認申請を区に申請する場合があります。
- ※3 建築確認申請の2～3週間前までに提出をお願いします。  
(建築確認申請を伴わない場合は工事着手の30日前までに提出)  
なお、審査期間は規模、用途により異なります。
- ※4 建築確認申請を区に申請する場合は、副本の写しを添付してください。